

しるすに對し職工側之に及せしむるに因り

三 結果 解決を以てしるすに因り之の範疇に入

第三回罷業

一日 時 大正十年二月 日曜日 三月十一日

二 原因 大正九年六月会社と職工との間に次の如き契約を

なしたり

一 解雇をせざる事

二 労働条件を改善せざる事

以上を以て大正十年二月に至り左の契約を無視

して労働時間短縮を断行せんとしたり

茲に罷り職工側は悉く十四名を退定し今に

對し契約の不履行を抗議したり

今此の如行おもを以て会社内部の秩序亂れを案じ
 此の如き事となし悉く十四名を退定し職工側
 今此の如き事となし悉く十四名を退定し職工側
 勢力漸次増大となり民衆化し遂には工場管
 理権をも職工の手に移らんとすとの傾向を呈し
 来りしに依り今此の如き事となし悉く十四名を退定し
 職工側は会社の如く不協和を呈した横断し遂に
 罷業の快行し手威運をなすに到り

三 結果 布施在位の仲裁により二十名の職工を出し遂
 に解決せり

職業者に對しては何れも任意解雇の形式により
 会社之を保障し且大衆には退職手当として